

計算書類に対する注記（法人本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的の債券等・・・償却原価法（定額法）
- ②上記以外の有価証券で時価のあるもの・・・決算日の市場価格に基づく時価法

（2）固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法
- ②無形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法
- ③リース資産
 - a）所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - b）所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
ただし1件当たりリース料総額が300万円以下のものについては、通常の賃貸借処理をしている。

（3）引当金の計上基準

- ①退職給付引当金・・・職員に対して将来支給する退職金のうち、法人の負担する香川県民間社会福祉施設職員等退職手当共済制度掛金累計額を退職給付引当金に計上する。
- ②賞与引当金・・・職員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込み額のうち当年度に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構退職手当共済制度
- ・香川県民間社会福祉施設職員等退職手当共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- （1）法人本部拠点区分計算書類
（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- （2）拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））はサービス区分が一つであるため省略している。
- （3）拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	該当なし			
建物				
定期預金				
合計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物－基本	該当なし		
構築物			
車輛運搬具			
器具及び備品			
合計			

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	該当なし		
未収補助金			
立替金			
合計			

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

1 1. 重要な後発事象

該当なし

1 2. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし